

「新宿区みどりの基本計画（改定）」（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

パブリック・コメントの実施結果

- 1 パブリック・コメントの実施期間
平成29年12月15日(金)から平成30年1月15日(月)まで(32日間)
- 2 意見の受付件数等

提出意見数		224件
提出者数		25名
- 3 提出方法(人数は重複あり)

FAX	15名	117件
口頭	7名	21件
電話	1名	1件
郵送	2名	67件
メール	2名	18件
- 4 意見の方針への反映等

a 意見の趣旨を計画に反映する	67件
b 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	13件
c 意見の趣旨に沿って計画を推進する	6件
d 今後の取組の参考とする	27件
e 意見として伺う	56件
f 質問に回答する	55件

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
1	全般	全般	全般	-	素案に「新宿区みどりの条例」、「本計画を検討した経緯、審議会の説明」が欠落している。	a	意見を計画に反映する 検討の経緯を資料編に掲載します。
2	全般	全般	全般	-	全体を通して、私たち住民の行動をかき立てるに十分な具体的な施策を示してもらいたい。また、「計画」のみどりに関しては、守勢に立つ印象を認めません。積極的に樹木を増やす具体策を掲げることが急務と思います。	c	意見の趣旨に沿って取り組む 具体的施策例については、個別施策P38「Ⅱ新たなみどりを増やす」で示していますが、樹木を増やす具体策については今後検討を行っていきます。
3	全般	全般	全般	-	緑化によるCO2の削減量を見積もる必要がある。CO2削減量／緑化維持費用により、緑化事業の費用対効果を求める。	e	意見として伺う 技術的にまだ未確立の部分があるため、今後の課題とします。
4	全般	全般	全般	-	緑化によるヒートアイランドの気温低下を見積もる必要がある。気温低下／緑化維持費用により、緑化事業の費用対効果を求める。	e	意見として伺う 技術的にまだ未確立の部分があるため、今後の課題とします。
5	全般	全般	全般	-	本計画ではみどり(植物)とエコロジー(動物)の話が多く、「自然」が沢山出てくるが、公園(面積)が増えることが期待出来ない。	e	意見として伺う ご意見として伺います。
6	全般	全般	全般	-	新宿区みどりの基本計画で10年間に予定される予算総額ほどの程度か。	f	質問に回答する 事業実施に当たっては、区の実行計画として予算化を行っていくため、本計画では10年分の予算想定は行っていません。
7	全般	全般	全般	-	予算的には緑化より公園が多いので、「公園の基本計画」とするのが自然？公園の基本計画は別にあるのか。また、予算規模に応じて、計画を作る必要がある。	f	質問に回答する 本計画における「みどり」は公園を含んだ広い概念です。予算規模に応じた計画づくりは行いません。
8	全般	全般	全般	-	都市マスタープランで本計画の枠は決められている。遅れて、本計画を作るのは手遅れではないか。	f	質問に回答する 「新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン」(以下「都市マスタープラン」といいます)とは連携をとって計画を策定しています。
9	第1章	改定の目的	経緯	P2	公園の利活用は開発行為であるので、私は懐疑的、反対である。	e	意見として伺う 公園の利活用は、平成29年5月の都市公園法の改正を受け、公園を活かした賑わいづくりに取り組むものです。
10	第1章	改定の目的	経緯	P2	法令的には「緑の基本計画」が正しい？法律で緑の基本計画を策定することが求められているので、P2に国の指示に従い策定したことを書く。	f	質問に回答する 「緑の基本計画」は通称であり、本区では「みどりの基本計画」としています。都市緑地法に定められた計画であることはP3に記載しています。
11	第1章	改定の目的	改定の背景	P2	都市緑地法等6つの法律が改正されており、これら改正ポイントを踏まえた基本計画となっている旨を記載ください。	b	意見の趣旨は素案の方向性と同じ 6つの法改正のうち、直接関係する都市緑地法と都市公園法について記載しています。
12	第1章	改定の目的	改定の背景	P2	緑の基本計画であるので、緑はなぜ大切なのかを第一章の冒頭にも書いておいたほうがよいのではないかと。	a	意見を計画に反映する 記載します。
13	第1章	計画の位置づけ	位置づけ	P3	都市緑地法の改正について、3ページにも改正の年度を記してください。	a	意見を計画に反映する 都市緑地法の改正の年度を記載します。
14	第1章	計画の位置づけ	位置づけ	P3	この計画は、東京都と合同で策定している「都市計画公園・緑地の整備方針」及び「緑確保の総合的な方針」公園・緑地整備の根拠となりますので、記載すべきであると考えます。	a	意見を計画に反映する 記載します。

区民等の意見の要旨と区の考え方

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
15	第1章	計画の位置づけ	位置づけ	P3	みどりの基本計画の位置づけの記載は、区のみどりの条例より先に、都市緑地法第4条を先に記述し、都市緑地法のみどりの条例の上位に位置する事を明らかにして下さい。	e 意見として伺う	新宿区みどりの条例は単独条例であり都市緑地法を受けて定めたものではありません。また、都市緑地法は計画の策定が望ましいことを示したものであり、新宿区みどりの条例により計画策定を義務付けています。
16	第1章	計画の位置づけ	位置づけ	P3	全ての個別計画(都市マスタープランを含めて)は、新宿区基本計画の個別計画として並立すべきである。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
17	第1章	計画の位置づけ	位置づけ	P3	みどりの定義によれば緑のみどりか。また、例えば、みどりの塗料などはみどりに含まれる場合があるか。	f 質問に回答する	本計画ではP3のとおり「みどり」を広く定義しています。緑色の塗料や人工芝など人工的なものは含みません。
18	第1章	計画の達成度	全般	P4	文章で説明するだけでなく、解かり易い資料:新宿区まちづくり長期計画骨子案/部門別 みどり・公園整備の方針の概況を再掲すべき。	a 意見を計画に反映する	資料編に主なものを掲載します。
19	第1章	計画の達成度	緑被率の目標	P4	「みどりの実態調査(第8次)」に記載されている、各指標を本書にも記載され、達成度を明らかにして頂きたい。もしくは、「新宿区みどりの実態調査」を参照との注記を本書に記載下さい。	a 意見を計画に反映する	資料編に掲載します。
20	第1章	計画の達成度	緑被率の目標	P4	緑被率の定義や測定方法を明確に書く必要がある。	a 意見を計画に反映する	資料編に掲載します。
21	第1章	計画の達成度	緑被率の目標	P4	当初:17.47% 実績0.01%増(17.48%) →17.47%(2005) 17.48%(2015) と書くべき?	a 意見を計画に反映する	わかりやすい表現に改めます。
22	第1章	計画の達成度	みどり率の目標	P5	みどり率の定義を注記して下さい。	a 意見を計画に反映する	みどり率の定義を注記します。
23	第1章	計画の達成度	みどり率の目標	P5	みどり率の定義を明確に書く必要がある。あるいは、14頁参照とすべき。	a 意見を計画に反映する	みどり率の定義を注記します。
24	第1章	計画の達成度	公園の目標	P5	公園面積として、諸外国のデータを入れる。	a 意見を計画に反映する	資料編に掲載します。
25	第1章	計画の達成度	公園の目標	P5	公園の面積は当面増やす必要はないと思います。将来の財政事情を考えると、生活に必要な経費以外の財政支出は当面控え、オリンピックに向けた集中投資として、多額の費用が必要な例えば、多重補助が期待できる無電柱化・ごみ処理対策等が必要だと思います。	e 意見として伺う	公園が不足している地域はあるため、公園の確保については、機会を捉えてすすめていきます。 なお、民有地の緑地整備は「公園以外のオープンスペースの確保」として施策に挙げています。
26	第1章	計画の達成度	区民意識	P5	区民意識調査結果には、調査対象の属性が必要です。年齢・性別では数字が可なり異なる筈です。	f 質問に回答する	調査結果は、区内在住の18歳以上の男女1276人(有効回答数)の平均値です。
27	第1章	計画の達成度	主な施策の達成状況	P6	P6主な施策の達成状況は、記述が定性的。達成状況を数値で表わす。	a 意見を計画に反映する	資料編に掲載します。
28	第1章	計画の達成度	主な施策の達成状況	P6	H21年みどりの基本計画の行動計画のSやAの達成状況について、本文あるいは巻末資料に示して頂きたい。	a 意見を計画に反映する	資料編に主なものを掲載します。
29	第1章	計画の達成度	主な施策の達成状況	P6	P6の「道路整備に合わせた管理方針」の意味が分かりません。道路植栽に応じた管理方針の意味でしょうか。	a 意見を計画に反映する	管理方針とは、平成18年度に策定した街路樹管理指針のことです。文章をわかりやすく修正します。

区民等の意見の要旨と区の考え方

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
30	第1章	計画の達成度	主な施策の達成状況	P6	主な施策の達成状況の達成度評価の詳細は何に記載されていますか。その資料名を教えてください。	f 質問に回答する	「みどりの実態調査」「区民意識調査」のほか、区の事業実績数値(内部資料)等により分析、検証しています。
31	第1章	計画の達成度	主な施策の達成状況	P6	P6の落合地域の新たな制度とはどんな制度なのですか？更に保護樹木・樹林を対象に支援の拡大を図りましたとありますが、いずれのテーマも説明を受けた事がありません。	f 質問に回答する	落合地域の新たな制度とは、「みどりの保全モデル地区」ですが、事業内容が未定のため説明等をしていません。保護樹木・保護樹林を対象に支援の拡大は、保護樹木・保護樹林の所有者に対して説明をしています。
32	第1章	改定の視点	みどりの多面的な活用	P7	改正の視点は、改訂の背景特に都市緑地法の改正点を踏まえた視点が記載されている事を、前段に改めて記載をお願いします。	a 意見を計画に反映する	視点の前段に都市緑地法等の改正について追記します。(P7)
33	第1章	改定の視点	みどりの多面的な活用	P7	事例1, 2の図は、「3」視点への対応の方向性」の後にし、「みどりを活用する」事例の図として表記される方が分かり易いと思います。	a 意見を計画に反映する	事例1, 2の図は、「3」視点への対応の方向性」の後にし、「みどりを活用する」事例の図として表記します。
34	第1章	改定の視点	みどりの多面的な活用	P7	(事例1)と(事例2)とを「1)現状と課題」の中の対応する部分に書き込む？	e 意見として伺う	事例1, 2の図は、「3」視点への対応の方向性」の後にし、「みどりを活用する」事例の図として表記します。
35	第1章	改定の視点	みどりの多面的な活用	P7	みどり(公園)を賑わいの創出に利用することは、緑の喪失になり、静かな、散策を楽しむことが困難になるのではないかと。	f 質問に回答する	「賑わい」とは多様なみどりの場をより多くの人に様々な形で利用してもらうことを意味しており、散策等の静かな利用を困難にするものではありません。
36	第1章	改定の視点	見える緑の創出	P8	「主要な場所での緑視率の増大」と記されていますが、地域毎の緑視率の増大を図るのが、対応の方向性ではないのでしょうか。	e 意見として伺う	モデル地区を想定した記述となっていますが、他の地域でも緑視率の向上を図っていきます。
37	第1章	改定の視点	生物多様性	P9	身近な自然の恵み(生態系サービス)の例の図は、「3」視点への対応の方向性」の後に移動させ、「生態系サービスの対応」の例の図として表記される方が分かり易いと思います。	a 意見を計画に反映する	自然の恵み(生態系サービス)の例の図を「3」視点への対応の方向性」の後に移動します。
38	第1章	改定の視点	生物多様性	P9	「身近な自然の恵み(生態系サービス)」の表記を、「生物多様性による恵み(生態系サービス)」と表記の再考を要望します。	a 意見を計画に反映する	「身近な」は、区民の生活にとっての意図なので、表現についてはわかりやすく修正します。
39	第1章	改定の視点	生物多様性	P9	「昼間人口80万人近くを擁する本区は、…受け手です。」より「昼間人口80万人は、…受け手です。」の方がよい。	e 意見として伺う	都市の課題であることを強調するために、このように表記しています。
40	第1章	改定の視点	生物多様性	P9	身近な自然の恵み(生態系サービス)の例は、これらのサービスに対する本計画の効果を数値的に示すことが必要である。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
41	第1章	改定の視点	生物多様性	P9	ハヤブサは通過しただけで、タヌキも絶滅しているのではないかと。わずかな観察例で、生物多様性を強訴するのはいかがなものか。また、観察されたハヤブサ、カワセミ、タヌキの数等を記述すべき。	f 質問に回答する	生き物についての記述は調査に基づくもので、区内で確認された生き物です。また調査では、量の把握は行っておりません。
42	第1章	改定の視点	生物多様性	P9	視点への対応の方向性の後半の「生態系サービスに対応するみどりの施策」が解からない。具体的な記述を求める。	a 意見を計画に反映する	P36からの個別施策の展開例において、各行動方針の欄に生態系サービスとの関わりを記載します。
43	第1章	改定の視点	身近な公園の確保・充実	P10	図「老朽化した新宿中央公園複合遊具の更新」は完成後の図とすれば、どこが「みどり」なのか？	f 質問に回答する	P3の説明通り、本計画は公園も「みどり」として含んでいます。

区民等の意見の要旨と区のお考え

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
44	第2章	計画の理念	イメージ	P13	達成イメージやキーワードは、定性的なチェックポイントの①～⑤に使用している語句と整合を図って頂きたい。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
45	第2章	計画の理念	理念	P13	P13 理念にある「風格」が解りにくい。説明をお願いします。	f 質問に回答する	高木の植栽、整備された公園、りっぱな街路樹など区として次世代に引き継げる立派なみどりのことです。
46	第2章	計画の理念	理念	P13	P13の「多様な美しい自然との出会い、ふれあい」の写真で「美しい」は不要ではないか。	f 質問に回答する	当計画では、「美しいみどり」づくりにも力を入れています。写真を見直します。
47	第2章	計画の理念	理念	P13	P13の「やすらぎと活力、賑わい」の写真で「やすらぎ」と「活力、賑わい」は矛盾するのではないか。	f 質問に回答する	賑わいはイベントだけではなく、多くの人が公園を利用することも含んでおり、この写真の中にやすらぎ、活力、賑わいの要素が含まれていると考えます。
48	第2章	計画の目標	全般	P14	計画の目標指標が、計画の理念のイメージのキーワードの目標達成の指標となる定性的な根拠は、どこにあるのでしょうか。理念イメージのキーワードと計画の目標指標が相応しいかどうか明らかにして頂きたい。	e 意見として伺う	計画の目標指標は主に定量的なものです。これに各施策を組み合わせて理念のイメージのような街としていきたいと考えています。
49	第2章	計画の目標	緑被率の目標	P14	緑地は一人当たり40㎡必要との調査もある。区全体での必要量を、区外も含めてどのように確保していくのか。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
50	第2章	計画の目標	緑被率・みどり率	P14	緑被率・みどり率の前提は、人が生活する為の最低必要酸素量を絶えず念頭に置く必要があります。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
51	第2章	計画の目標	緑被率・みどり率	P14	緑被率・みどり率の目標値の根拠を提示ください。	f 質問に回答する	当面の目標は、試算を根拠にしています。将来の目標は、平成10年度から継続して同じものを使用しています。
52	第2章	計画の目標	みどり率の目標	P14	P14(2)みどり率の目標で、東京都の「みどり率」よりも、国土交通省の「緑とオープンスペース」の方が解かり易い。	f 質問に回答する	「みどり率」は東京都の掲げる指標でもあり、区としても継続して指標としています。
53	第2章	計画の目標	公園の目標	P14	公園の目標に公園等とあるが、公園的な空間と分けたほうがよいのではないか。	e 意見として伺う	公園的な空間は、民間施設が多く、計画的に整備できるものではないため、単独項目として目標設定は行いません。
54	第2章	計画の目標	公園の目標	P14	公園の目標で、当面と将来の目標で指標が異なるのは避けるべき。21世紀後半の区人口は？	f 質問に回答する	当面の目標では、目標数量をよりわかりやすい数値として表記しています。なお、当面の公園の確保目標である面積2haは、区全体の0.1%にあたります。 また、新宿区新宿自治創造研究所が2017年9月に発表した「国勢調査に基づく新宿区将来人口推計」では、2065年の新宿区の人口は33万6千人です。
55	第2章	計画の目標	緑視率の目標	P15	国土交通省の調査で、緑視率が高いほど「安らぎのある」「さわやかな」「潤いのある」と感じる割合が高いことが判りました。区も是非工夫して魅せる緑を含めた緑視景観を普及させて下さい。	c 意見の趣旨に沿って取り組む	緑視率の目標の実現に向けて取り組んでいきます。
56	第2章	計画の目標	緑視率の目標	P15	緑視率の調査方法を知りたい。ホームページに報告書はないのか。	a 意見を計画に反映する	資料編に掲載します。なお、平成29年12月20日に調査報告書を、新宿区のホームページに掲載しました。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
57	第2章	計画の目標	その他	P15	環境対策のためには、カーボンバランスが大切である。みどりの基本計画でも樹木の植栽や維持管理によるカーボンバランスについて記述すべきではないか。	b 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご意見は、樹木によるCO2の固定のことと思われます。P9の生物多様性の展開において、生態系サービスの例として「CO2の固定」を記載しています。
58	第2章	基本方針	全般	P16	都市マスの「みどり・公園整備の方針」の5つの方針と、本計画の5つの方針は、同一ではありません。以下の点について見解を教えてください。 ・両方針の関わり合いや、何故方針が違うのか、 ・また、両方針が違って良いのか、 ・さらに、方針が違い中で整合が図られたみどり・公園整備が行われていくか。	f 質問に回答する	みどりの基本計画の上位計画である「都市マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として、策定しています。 みどりの基本計画は、都市マスタープランの方針を受け、より詳細に「基本方針」と「配置方針」として構成していますので、内容の整合は図られています。
59	第2章	基本方針	特色ある美しいみどり	P16	ビオトープは野生動植物の安定した生息地の意味であれば、区内にビオトープを作るのは不可能と思われる、本報告では使うべきでない。	f 質問に回答する	本計画での「ビオトープ」は、小規模な生き物の生息環境を含むものです。
60	第2章	基本方針	みどりを活用する	P16	「人々のライフスタイルや価値観の…様々なニーズに応じていくために、公園や緑地、水辺の…魅力や価値を高めていきます。」は、目的と手段が逆ではないか。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
61	第2章	配置方針	配置方針	P17	「また、これを生物多様性の視点からみた「エコロジカルネットワーク」を示します」と記載されています。「これを」「示します。」とありますが、上記文章をもう少し分かり易く丁寧に記載をお願いします。	a 意見を計画に反映する	「これは」は「みどりの配置」を表していますので、文章をわかりやすく修正します。
62	第2章	配置方針	みどりの骨格の形成	P17	1)「水とみどりの環」で、神田川、妙正川の水面は岸辺からかなり下で、水に親しむことは出来ないため、川に蓋をして、蓋の上に流れを作り水に親しむ工夫をしてはどうか。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
63	第2章	配置方針	みどりの骨格の形成	P17	「七つの都市の森」は、とても「森」とは呼べない規模なので、都市公園とすべきである。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
64	第2章	配置方針	みどりの骨格の形成	P17	「風のみち」は、都市計画部の記述であれば我慢したが、公園を管理するみどり土木部の計画としては実態にあった表現にすべきである。	f 質問に回答する	都市マスタープランの表現にみどりをつなぐ概念を加え、よりイメージのわかりやすい表現にしました。
65	第2章	配置方針	みどりの軸の形成	P18	都市マスには、「緑陰豊かな街路」との記述はありますが、「みどりの軸」との記述はありません。本書と都市マスの「みどり・公園整備の方針」との整合性を最終的に図って頂きたい。	a 意見を計画に反映する	「みどりの軸」は、本計画で位置付けたものなので、整合しています。文章をわかりやすく修正します。
66	第2章	配置方針	みどりの軸の形成	P18	大久保通りがとくに重要な路線である選定理由と大久保通り全線を重点路線としていない事由を記して下さい。	f 質問に回答する	「みどりの軸重点路線」は、今後拡幅などの整備計画のある路線を位置付けています。
67	第2章	配置方針	みどりの軸の形成	P18	「緑陰豊かな街路」はオーバーです。	f 質問に回答する	都市マスタープランを受け、将来の緑陰形成を目指します。
68	第2章	配置方針	みどりのモデル地区の指定	P18	新宿区みどりの条例がHPIにUPされていない／見つからない→本計画の最後に資料として条例を付ける。	f 質問に回答する	みどりの条例は、新宿区のホームページのトップページにある「例規集」に掲載されています。
69	第2章	配置方針	みどりのモデル地区の指定	P18	モデル地区の指定によるメリットの説明が必要。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
70	第2章	配置方針	みどりのモデル地区の指定	P18	P30の施策体系の図には「みどりを増やしていくためのモデル地区の指定」と記されています。P18の表記も「みどりを増やしていくためのモデル地区の指定」の方が、分かり易いと思います。	f 質問に回答する	「みどりを増やしていくためのモデル地区の指定」は、「みどりの推進モデル地区」と「屋上緑化等推進モデル地区」を合わせた表現であることから、明確に区別をするためにP30及びP39、P40とも個別の表現に修正します。
71	第2章	配置方針	みどりのモデル地区の指定	P18	都市緑地法第4条第2項第8号の「緑化重点地区」とあるが、条項が見つからない／ネット検索では理解出来ません。説明をお願いします。	a 意見を計画に反映する	用語説明に記載します。
72	第2章	配置方針	身近な公園の確保・充実	P19	国土交通省の「都市公園の種類」には、種類ごとの面積、必要な密度(数)が示されている。新宿区の目標はそれに及ばないが、本計画で良いのか。	f 質問に回答する	本計画の目標は、既存公園の規模や配置状況、高密度な土地利用の状況など、新宿区の置かれた情勢を踏まえ、設定しています。
73	第2章	配置方針	身近な公園の確保・充実	P19	1)身近な公園の確保で、「52地区」の説明が必要。図2-1の凡例と図中の記号の円半径が異なり解かり難い。	a 意見を計画に反映する	わかりやすい表現に改めます。
74	第2章	配置方針	身近な公園の確保・充実	P19	図2-1の公園が不足するエリアとP23の公園整備を促進するエリアが対応しません。 P23に指定された「公園整備を促進するエリア」以外の、公園が不足するエリアにおける公園の確保と充実はどのように考えるのでしょうか。	f 質問に回答する	「公園整備を促進するエリア」は、「公園が不足している地区」の中から、土地利用の状況や地区の規模等を勘案して選定しています。なお、P19の本文をわかりやすい表記に改めます。 また、「公園整備を促進するエリア」以外の地区についても、公園の機能や効用の向上などの事業効果を十分検討しながら、必要に応じて公園の整備を進めていきます。
75	第2章	配置方針	身近な公園の確保・充実	P19	図2-1の公園が不足するエリアは、公園的な空間を準公園としてとらえた時に、算定されるのでしょうか。	f 質問に回答する	公開空地等の公園的な空間は、公園を補完する役割と位置づけしており、P19の「公園の充足状況」の算定には含めない考えです。
76	第2章	配置方針	身近な公園の確保・充実	P21	「憩いとやすらぎ」は本計画には、この他には22頁に2箇所、51頁に1箇所の計4箇所にしか使われていない。それに対して「活用」が使われている箇所は数え切れない。よって、本計画のタイトルは「みどり活用基本計画」とすべき。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
77	第2章	配置方針	配置方針図	P23	みどりの配置方針図の下図が、ボケていて見えない。鮮明な下図を使用して下さい。	a 意見を計画に反映する	鮮明なものに修正します。
78	第2章	配置方針	配置方針図	P23	みどりの配置方針図の新宿区域外に表示されている「風の道」「みどりの軸重点路線」「主な緑陰豊かな街路路線」は、下図とずれています。また、外苑東通りは、新目白通りが終点であり、文京区側まで、伸ばしているのは変である。	a 意見を計画に反映する	適切に修正します。
79	第2章	配置方針	配置方針図	P23	みどりの配置方針図の新目白通りは、みどりの軸等に指定されていません。	a 意見を計画に反映する	適切に修正します。
80	第2章	配置方針	配置方針図	P23	みどりの配置方針図の地区の境の茶色の線の凡例がありません。また、当茶色の線は太すぎなので、他の凡例がめだちません。	a 意見を計画に反映する	地区境の表記である茶色の線は削除します。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
81	第2章	配置方針	配置方針図	P23	みどりの配置方針図のモデル地区の凡例色の識別がつきません、工夫願います。それでも分かりづらいと思いますので、これら地区の具体地区名を凡例に記して頂きたい。	a	意見を計画に反映する 凡例の色は修正します。地区名は候補を示したもののため、記載しません。
82	第2章	配置方針	配置方針図	P23	緑色の線は街路樹を示していることと思うが、凡例に街路樹の記載がないため、記載した方がよい。	a	意見を計画に反映する 記載します。
83	第2章	配置方針	配置方針図	P23	みどりの配置方針図の緑色実線が引かれた道路があります。凡例を記載下さい。	a	意見を計画に反映する 緑色の実線は、全ての緑陰豊かな街路(みどりの軸)として表記を修正します。
84	第2章	配置方針	配置方針図	P23	みどりの配置方針図のまちづくり長期計画都市マス編のみどり・公園整備方針において「歴史を偲ぶ河川空間」である玉川上水、渋谷川再現が記されています。当「歴史を偲ぶ河川空間」についても、その位置を記して下さい。	a	意見を計画に反映する P51の四谷地域の地域方針図に記載します。
85	第2章	配置方針	配置方針図	P23	みどりの配置方針図の補74号が、「主な緑陰豊かな街路路線」に指定されています。補助の都市計画道路であり、「主な緑陰豊かな街路路線」に指定される意図は何ですか。	f	質問に回答する 補助街路であっても整備予定のある路線は、対象としています。
86	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P24	対象となる生き物は、区において生息、生育している動物が対象となるのであれば、表3-1(注:表2-2に修正)の表で、新宿区に關係する動物が分かる様に工夫下さい。	a	意見を計画に反映する 表2-2に新宿区内で確認された種であることを明記します。
87	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P24	エコロジカルネットワークで、学会誌からの一般論の引用に意味はない。また、新宿区での生息数の調査と確認数の記述が必要である。	f	質問に回答する 新宿区での生き物調査で生息を確認していますが、定量的な調査は行っていません。
88	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P25	P25「街路樹の緑化」ではなく、「街路樹による緑化」という表現にすべきではないでしょうか。	a	意見を計画に反映する 「街路樹による緑化」に表現を修正します。
89	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P25 P27	エコロジカルネットワーク構築における近隣自治体との具体的な連携はあるのか。	a	意見を計画に反映する 具体的な連携体制については、今後検討していきますが、連携が必要であることをP25及びP27に追記します。
90	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P26	図3-4-1, 2(注:図2-4-1,2に修正)の出典を記して下さい。	f	質問に回答する 身近で移動距離が数100mの生物種での例として、本計画で新宿区が作成したものです。
91	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P26	図3-4-1(注:図2-4-1に修正)の赤の実線は何ですか。また、地形図が薄く分かりません。皇居、明治神宮の表示が良く見えません。	a	意見を計画に反映する 赤の実線は区界です。わかりやすく凡例や表記を修正します。
92	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P26	図3-4-2(注:図2-4-2に修正)のネズミ色単独の箇所は何ですか。茶色の実線は何ですか。	a	意見を計画に反映する 水域から350mのエリアを示しています。凡例をわかりやすく修正します。
93	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P28	図中の着色と凡例との対応をしながら、図を理解するのが困難です。分かり易い図の工夫をお願いします。	a	意見を計画に反映する わかりやすく凡例や表記を修正します。
94	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P28	図中のうすい水色の領域は、凡例では神田川水域となっていますが、神田川水系の流域の意味ですか。	a	意見を計画に反映する 神田川水系の流域です。凡例の表現を修正します。
95	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P28	赤の矢印点線は何ですか、凡例に示して下さい。	a	意見を計画に反映する 移動経路のイメージです。わかりやすく凡例を修正します。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
96	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P28	ハヤブサは崖地等に営巣し、樹林には営巣しないので、記載を修正すべき。「近隣樹林との営巣地とのつながり」というコメントと図のネットワークの矢印を活かすのであれば、オオタカが適当ではないか。	a 意見を計画に反映する	オオタカに修正します。
97	第2章	配置方針	エコロジカルネットワーク	P28	図の出典を記して下さい。	f 質問に回答する	本計画で新宿区が作成したものです。
98	第2章	行動方針	施策の体系	P30	施策の体系を、「基本方針／行動方針／主要な施策」、「新、拡、継」、「展開例の4区分」、「施策のチェックポイント」、「指標等の可視化」などの独自のタームを作り記述しているのが解かり難い。これらを1枚の図3-6にまとめて、記せ。	f 質問に回答する	「基本方針／行動方針／主要な施策」、「新、拡、継」については図3-6に表記しています。「展開例の4区分」、「施策のチェックポイント」、「指標等の可視化」については個別施策の指標であるためそちらで表記しています。
99	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P31	「4つの視点にかかわるもの…」と記されています。4つの視点は、「今回のみどりの基本計画改訂に当たっての、4つの視点」である事が分かるように記載下さい。	a 意見を計画に反映する	表現を修正します。
100	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P31	リーディングプロジェクトと個別施策の記載内容と変わりませんので、具体的に記載下さい。	f 質問に回答する	リーディングプロジェクトは個別施策を再編したものですので、記載内容は同じものとなります。
101	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P31	公共施設での取り組みで、駅広場、大交差点の隅切り部、河川護岸、外濠斜面、斜面、高架下、JR法面、橋梁橋詰部、横断歩道橋等を対象とした緑化の工夫は可能と思います。広範囲に捉えた取り組み施策の検討をお願いします。	b 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ここでは特に重要な施策について記載しています。他の公共施設についても、個別施策P38「Ⅱ-1 公共施設のみどりづくりをすすめる」において取り組んでいきます。
102	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P31	「個々の公共施設の新設、改良の際には、緑化計画書制度を活用し」と記載されています。緑化計画書制度の対象施設は、敷地面積250㎡以上の建築物の建築行為であり、本文は「公共施設であるから、緑化計画書制度を活用し」と読めます。緑化計画書制度を適用し」と記載すべきと思います。	f 質問に回答する	現行の緑化計画書制度以上の緑化を求めることを想定しているため「活用」としています。
103	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P31	「次世代につないでいくための手法」の手法の、具体的なイメージを記載下さい。	f 質問に回答する	第一次実行計画の中で検討していきます。
104	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P31	「街路樹の更新」は、区道、都道、国道の全ての街路樹を対象と考えて良いか。また、植栽帯の地被植物も対象として頂きたい。	f 質問に回答する	区道を対象としており、第一次実行計画で進めていきます。また、地被植物については、通常の維持管理の中で対応していきます。
105	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P31	民有地で緑化計画書制度により整備した緑地の維持管理には、相当程度の維持管理費を要しますので、「保護樹林等の支援」の指定基準の見直しをお願いします。	b 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	個別施策P37「Ⅰ-2地域の貴重な樹木・樹林等を守る」において指定基準の引き下げなどによる指定拡大の検討を記載しています。
106	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P31	民有地での取り組みについて、「社寺、企業、大学等のみどりを身近なみどりとして地域に開放」と記されています。見えるみどりとしての開放のため、たとえば、社寺において、コンクリート塀の撤去や企業、大学の緑地部分の散策開放の方策を願いたい。	e 意見として伺う	公園以外のオープンスペースの開放については、進めていきますが、コンクリート塀の撤去等については、今後の課題とします。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
107	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P31	市民緑地制度の活用の具体的内容は、今回改正された都市緑地法の「民間による市民緑地の整備を促す制度の創設」の件ですか。区では、この制度の準備が整い、本当に活用できるかお尋ねします。区で想定されている、市民緑地制度の活用の具体的なイメージを記して下さい。	f 質問に回答する	制度活用に向けて準備を進めているところです。
108	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P32	公募設置管理制度、ネーミングライツの用語説明をお願いします。	a 意見を計画に反映する	用語説明に記載します。
109	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P32	「公募設置管理制度やネーミングライツなどの手法」と記されています。具体手法は何ですか。	f 質問に回答する	具体的な手法としては、新宿中央公園において、トイレへのネーミングライツ導入や、Park-PFI制度を活用した民間事業者によるカフェ・レストラン等の整備を進めていきます。
110	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P32	「効率的な公園施設の更新・維持管理を図るため、公園施設等に関する維持管理計画を策定し」と記載されています。お題目的な記述でなく、効率的な公園施設の更新・維持管理は、どのような更新・維持管理のイメージか記して下さい。また誰が、公園施設等に関する維持管理計画を策定するか記して下さい。民間事業者による公園リニューアル等、新宿中央公園の魅力向上のところで記載事項と同じでないですか。	f 質問に回答する	公園施設の維持管理計画は、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確にするとともに、施設ごとの改修時期や内容などを定めるために策定します。この計画は、区が策定し、策定後は区の事業として進めていきます。
111	第2章	行動方針	リーディングプロジェクト	P32	展開4、5の施策内容も、P36以降の個別の行動方針の記載内容と変わりませんので、本ページあるいは個別行動方針のところで、具体的に記載下さい。	f 質問に回答する	リーディングプロジェクトは個別施策を再編したものですので、記載内容は同じものとなります。
112	第3章	表紙	左下の写真(神楽坂の街路)	P33	看板が入らないように加工いただくか、別の写真への差替えをお願いします。道路上の看板は違反広告物ですので、掲載は不適切です。	a 意見を計画に反映する	写真を差し替えます。
113	第3章	個別施策	個別施策の展開例	P35	目標の可視化は、「計画の目標」と「施策のチェックポイント」と分けねば、他のページでは分かりませんので、再考下さい。	a 意見を計画に反映する	わかりやすく修正します。
114	第3章	個別施策	個別施策の展開例	P35	目標の可視化の語句は、緑被率、みどり率、公園面積、緑視率、施策チェックポイントの語句の「活用」は、本文と同じように、「利用」として下さい。	a 意見を計画に反映する	本文に合わせ修正します。
115	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりを守る	P36	弁天町のムクノキを保存してください。(同様意見 他1件)	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
117	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりを守る	P36	保護樹木・樹林を、土地の所有者だけでなく、周辺住民が保存を申請できる仕組みを作ってください。(同様意見 他1件)	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
119	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりを守る	P36	緑の少ない戸建住宅には緑税対策も必要です。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
120	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりを守る	P36	市民緑地、特別緑地保全地区の用語説明を付記下さい。	a 意見を計画に反映する	用語説明に記載します。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
121	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P36	モデル地区では、保護樹木等の助成上限額のアップのほか、指定基準の引き下げも検討してもらいたい。	b	意見の趣旨は素案の方向性と同じ 個別施策P39「I-2地域の貴重な樹木・樹林等を守る」において指定基準の引き下げなどによる指定拡大の検討を記載しています。
122	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P36	現在の樹林地補助制度は、新宿区500㎡・港区200㎡・文京区300㎡・渋谷区300㎡・台東区100㎡とバラバラです。23全区に於いて、対象面積≥100㎡を検討下さい。	b	意見の趣旨は素案の方向性と同じ 個別施策P39「I-2地域の貴重な樹木・樹林等を守る」において指定基準の引き下げなどによる指定拡大の検討を記載しています。
123	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P36	市民緑地制度の対象として樹林の応援を是非考慮して下さい。	b	意見の趣旨は素案の方向性と同じ 個別施策P36「I-1地区を定め緑の保全を重点的にすすめる」の中の都市緑地法の導入の検討に記載しています。
124	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P36	改正都市緑地法により創設された市民緑地認定制度(認定市民緑地)についても、活用を検討するものとして記載できないか。	b	意見の趣旨は素案の方向性と同じ 個別施策P45「IV-4地域の庭等の公開をすすめる」の中の「…使われていない遊休地を、市民緑地制度等を活用して…」の中に含まれています。
125	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P36	樹林の維持は、所有者にとって税負担が大きいため、地域全体の公共資産と捉え、社会全体が支えていくべきです。地価上昇による税対策で、樹林地を売却する事は樹林地の破壊に繋がります。樹林地の重要性の評価には、税対策が不可欠です。	e	意見として伺う ご意見として伺います。
126	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P36	近年、肌で感じている亜熱帯気候は、緑の過度な成長に繋がりが、緑の管理者へ従来以上の過酷な対応を強いています。保護樹木・樹林・生垣への支援は手厚くして下さい。	d	今後の取組みの参考とする 今後の取組みの参考とします。
127	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P37	「保護樹木制度の見直し」とは、指定基準の見直しを指すものか、具体的に記載下さい。	f	質問に回答する 個別施策P37「I-2地域の貴重な樹木・樹林等を守る」において指定基準の引き下げなどによる指定拡大の検討と記載しています。
128	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P37	グリーンバンク事業の事業概要の説明を付記下さい。	a	意見を計画に反映する 用語説明に記載します。
129	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P37	都市マスの地域のまちづくり方針では、「マンションの一定規模以上の建築計画に対して…緑化の義務付け」とまで踏み込んで記載されていますので、本書にも記載をお願いします。	f	質問に回答する 都市マスタープランの表現は、緑化計画書制度を指しており、本計画での施策と同じものです。
130	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P37	外来種の除去ですが、環境が変われば、消滅或いは新種の発生はごく自然の現象です。特に有害でなければ受け入れるのが本来の生物多様性だと思います。	b	意見の趣旨は素案の方向性と同じ 外来種への対応は、環境への影響の度合いを踏まえて、必要であれば対応を考えていきます。
131	第3章	個別施策	地域の貴重なみどりをを守る	P37	水辺の空間で不足しているのは、水鳥の存在です。水辺で餌を撒くと無数の鳥たちが集まる光景は最高の景観です。是非工夫下さい。	d	今後の取組みの参考とする 今後の取組みの参考とします。
132	第3章	個別施策	新たなみどりを増やす	P38	都では、神田川における緑化事業の予定がないため、新宿区が神田川の緑化をすすめるという理解でよいのか。事業主体を明確にした方がよいと考えます。	f	質問に回答する 新宿区では神田川における緑化事業を進めています。神田川は当区だけでなく、文京区、豊島区、中野区とも接しているため、今後の連携を見据え、あえて明示していません。
133	第3章	個別施策	新たなみどりを増やす	P39	「みどりの推進モデル地区の指定(筆筒、榎地域等)の指定を引き続きすすめる。」と記載されています。榎地域は現在みどりの推進モデル地区に指定されていないとおもいます。	a	意見を計画に反映する 表現を修正します。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
134	第3章	個別施策	新たなみどりを増やす	P39	「柔軟な緑化手法の認定等」と記載されています。柔軟な緑化手法の具体的内容を記して下さい。	a 意見を計画に反映する	これまで認定の対象外であった、菜園や多様化している壁面緑化手法等を想定しており、表現を修正します。
135	第3章	個別施策	新たなみどりを増やす	P39	都立戸山公園(戸山地区)周辺の公営らしい住宅の土地が売却される場合は、取得優先順位1番に登録するなど、将来は必ず公園にする決意で取り組んでほしい。	e 意見として伺う	都立戸山公園の整備は東京都が進めています。区としても、都市計画公園の確実な整備について促進していきます。
136	第3章	個別施策	新たなみどりを増やす	P39	都立戸山公園(大久保地区)の大久保3丁目地区の公営住宅があります。この土地が売却される場合は、取得優先順位1番に登録するなど、将来は必ず公園にする決意で取り組んでほしい。	e 意見として伺う	都立戸山公園の整備は東京都が進めています。区としても、都市計画公園の確実な整備について促進していきます。
137	第3章	個別施策	新たなみどりを増やす	P39	おとめ山公園に隣接する住宅地が売却される場合は、取得優先順位1番に登録するなど、将来は必ず公園にする決意で取り組んでほしい。	e 意見として伺う	公園の確保は、個別施策P39「Ⅱ-3公園を新たに確保する」に基づき進めていきます。なお、具体的な公園用地の取得については、事業効果や財政状況等を十分勘案しながら、検討を行っていきます。
138	第3章	個別施策	新たなみどりを増やす	P39	弁天町ムクノキの周辺を公園として整備して下さい。(同様意見 他1件)	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
140	第3章	個別施策	新たなみどりを増やす	P39	民有地の緑確保を担保するために戸建住宅の緑率確保の義務化(条例化)が必要です。	e 意見として伺う	敷地面積250㎡以上の建築計画等には緑化を義務付けています。それ未満の緑化余地の少ない小規模な住宅については、緑化計画書制度での対応は効率的ではないので、引き続き接道部緑化助成等で対応していきます。
141	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P40	屋上緑地は、緑の管理・義務への重量負担(耐震対策等)・強風時のリスク・生かされている緑等を考慮すると、太陽光発電の方がメリットが有ると思います。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
142	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P40	新宿区の100年後のために、知恵を出して新たな公園建設について、今から準備することを提案します。	b 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	公園の確保は、個別施策P39「Ⅱ-3公園を新たに確保する」に基づき進めていきます。なお、具体的な公園用地の取得については、事業効果や財政状況等を十分勘案しながら、検討を行っていきます。
143	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P40	百人町3丁目地区の道路建設の計画を見直し、ポケットパークの集約をして下さい。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
144	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P40	公園の樹木は枝を剪定せずのびのび伸ばして、区立西戸山公園の高木も剪定されていました。高木は大木に育成すべきです。	d 今後の取組みの参考とする	公園は都市の中での緑の拠点であるとともに、利用者が安全かつ安心して利用できる場であることが必要です。公園の樹木の剪定は、見通しや明るさの確保、落枝事故の防止、害虫の発生の抑止といった理由で行っています。
145	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	植物(例えばつつじ等)は私たちの心をなんとも和ませてくれます。地域の人たちの大半は、けなげなつつじを愛おしく可愛がっています。「緑と花」を新宿に是非咲かせたいと思います。ご検討を宜しくお願いします。	d 今後の取組みの参考とする	個別施策P41「Ⅲ-3新宿らしいおしゃれなまち歩きをすすめる」において、花の名所づくりをすすめることとしており、これまで新宿区が育成している大久保つつじによる植栽を行ってきました。引き続き歴史や地域に等に配慮して緑化を進めます。

区民等の意見の要旨と区の考え方

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
146	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	区の花であるつつじを、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、新宿中央公園の芝生広場に植えるなどして、その美しさを、日本中、世界中の人々に発信してほしいと思います。(同様意見 他5件)	d 今後の取り組みの参考とする	今後の取組の参考とします。
152	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	新宿は江戸時代より明治、大正、昭和に大久保つつじが咲きほこっていました。新宿区の花「つつじ」を新宿中央公園北エリアに30,000本植栽してください。(同様意見 他2件)	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
155	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	「環境軸」と記されています。都市マスに「環境軸」なる言葉はありません。また、本書に環境軸がどこに定義されているか示して下さい。	a 意見を計画に反映する	用語説明に記載します。
156	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	狭い歩道では植栽より歩行の安全を優先すべき。	d 今後の取り組みの参考とする	歩道においては、歩行者が安全に通行できることを第一と考えます。街路樹整備が可能な路線については、樹種の選定や植栽の規模等を工夫しています。
157	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	街路樹が十分根を張れる育成環境を確保してほしいと思います。地下街がある歩道は植栽には不適です。	d 今後の取り組みの参考とする	街路樹は、地下のライフライン等の影響は避けられません。地下街上の歩道も含め、限られた空間の中で整備するため、最適な樹種を選定していきます。
158	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	狭い歩道の植え込みには、土不足や水やり不足などの多くの課題があり、また、車いすや歩行器に頼る障害者の歩行安全のために、歩道には必ず低木を植えるという方針を見直すべきです。	d 今後の取り組みの参考とする	歩道においては、歩行者が安全に通行できることを第一と考えます。街路樹整備が可能な路線については、樹種の選定や植栽の規模等を工夫しています。
159	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	「風のみち」ですが、西落合地区は練馬区のヒートアイランドの影響を受ける地域です。この対策に、西落合の背骨に相当する「栄通り風の道」対策が考えられます。海風が目白大学のハケ付近で大きく曲がる際に陸上に吹上げ、街路樹(現在は無い)のある栄通りを北上させ、街をクールダウンさせる計画です。従って、緑の確保地域としての対応が必要です。尚、緑確保の視点に、水環境との繋がりを配慮下さい。	d 今後の取り組みの参考とする	神田川や妙正寺川は、「水とみどりの環」として位置付けており、その中で工夫していきます。
160	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	都道の街路樹の剪定の際には、樹林に寄った整枝剪定を是非お願いします。	e 意見として伺う	ご意見は東京都に伝えます。
161	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P41	緑視率・緑被率向上の為に、道路を無電柱化し、街路樹を増やす事を検討下さい。併せて歩道の緑路化を検討して下さい。緑の管理は地域住民が行います。無電柱化の時点で実施下さい。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
162	第3章	個別施策	特色ある美しいみどり	P42	新宿中央公園のビオトープは不要と思います。ビオトープは確実に管理できる学校を対象にすべきです。	e 意見として伺う	現在、西新宿小学校と連携して活用しています。
163	第3章	個別施策	みどりを活用する	P43	カーボンオフセットの観点からも、小さな公園にももっと樹木を植えるべき。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
164	第3章	個別施策	みどりを活用する	P43	公園サポーターには、樹木を扱う教育をして、実地試験に合格した人だけが指導者として携わるようにして下さい。他サポーターへの技術指事も必要な為です。	e 意見として伺う	公園サポーターとして区民等の協力により植栽管理の他に、清掃、除草、花壇管理、利用指導など幅広い活動をして頂いています。
165	第3章	個別施策	みどりを活用する	P44	落葉した樹木へのライトアップは電力を使うものでもあるので、よく考えるべき。	d 今後の取組みの参考とする	本計画におけるライトアップは、自然の魅力を向上させ、地域振興や観光に役立てるためのものです。
166	第3章	個別施策	みどりを活用する	P44	新宿区が外濠の親水空間としての活用を検討し、整備をすすめるという理解でよろしいでしょうか。事業主体を明確にした方が良いと考えます。	f 質問に回答する	外濠の新宿区での活用は検討していますが、整備についてはその主体は未定であるため、あえて明示していません。
167	第3章	個別施策	みどりを活用する	P44	ここでいう河川公園の整備とは、宮田橋公園の整備という理解でよいか。当該地の整備に関しては、都としては「神田川河川整備構想」という名称の計画ではなく、「神田川流域河川整備計画(H28.3変更)」もしくは「神田川再生構想(H16.12)」の中で位置づけています。	a 意見を計画に反映する	文章を「神田川流域河川整備計画(H28.3、東京都)を踏まえ」と修正します。また、神田川河川公園以外の整備も想定して、タイトルを「神田川河川公園の整備」から「神田川の親水性の確保」に変更します。
168	第3章	個別施策	みどりを活用する	P45	マンションの広い緑地は、コミュニティの場として活用できるのではないかと。	b 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	民有地の緑地整備は個別施策P45「IV-4地域の庭等の公開をすすめる」の中で、「公園以外のオープンスペースの確保」として施策に挙げています。
169	第3章	個別施策	みどりを活用する	P45	地域の庭の公開は、住宅の庭(林芙美子宅等)や、学校のキャンパス(目白大学等)、事業者の敷地(国立国際医療研究センター病院等)、屋上緑化等があります。	c 意見の趣旨に沿って取り組む	個別施策P45「IV-4地域の庭等の公開をすすめる」により地域の庭の公開をすすめていきます。
170	第3章	個別施策	みどりを活用する	P45	複数の企業の連携による街全体の緑化等の推進をすべき。	e 意見として伺う	大規模開発等では、条例等に基づき緑化の義務があります。緑化計画については、周辺の街路樹、公園、民地の緑化との関係性についても配慮を求めています。区は、引き続き、大規模開発等の機会を捉えて、緑化の推進に取り組んでいきます。
171	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P46	「数多くある集合住宅でのベランダ緑化等を推進」と記載されています。推進の方策は何を想定されているか記載ください。みどりの協定の弾力的運用を検討下さい。	f 質問に回答する	ベランダ緑化講座等の普及啓発事業を想定しています。
172	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P46	花いっぱい運動に「花と緑の祭り」を計画し、植木・花・鉢・土・肥料・道具等の展示販売を計画して下さい。同時に楽しいイベントも企画下さい。	d 今後の取組みの参考とする	今後の取組みの参考とします。
173	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P46	地域ぐるみでみどりを保全するのは容易な事ではありません。何か考えなくてははいけません。	d 今後の取組みの参考とする	今後の取組みの参考とします。
174	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P46	弁天町のムクエノキのを「みどりの新宿30選」に加えて31選としてほしい。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
175	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P46	エコロジカルネットワークについて、是非、学校において理科の観察として取り上げて欲しいテーマです。	c 意見の趣旨に沿って取り組む	個別施策P45「IV-3区民の森の活用をすすめる」の「区民の森を活用した自然観察会等の実施」の中で、学校とも連携をとっていきます。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
176	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P46	緑の普及体制づくりに、生物多様性・SDGsへの配慮が必要です。都・隣接区との整合性も含め、そこにも言及すべきです。	a 意見を計画に反映する	生物多様性やSDGsの考え方は、本計画の全体に関わるものとして考慮しています。 都・隣接区との整合性については、個別施策P48「V-4みどりの施策の基礎となる仕組みを充実する」の「連携事業を推進する団体等との協力」の中に追記します。
177	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P46	市民向け公開講座を積極的に実施下さい。人を集め基本計画に反応させる努力が必要です。	c 意見の趣旨に沿って取組む	個別施策P46「V-2生物多様性や緑化を普及奨励する」の中で取り組んでいきます。
178	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P46	生きものモニタリングは、小学校での教育の一環として取り上げるのも良いと思います。更に、まちの先生見本市で紹介されれば素晴らしいと思います。	c 意見の趣旨に沿って取組む	ご意見の趣旨に沿って取組みます。
179	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P47	公園やトイレの照明について、明るくて省エネルギーであるLEDの使用を推進し、安全性の向上とCO2の削減を図るべき。	b 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	個別施策V-3「安全安心に配慮したみどりをつくる」で公園やトイレの照明のLED化の推進を記載しています。
180	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P47	安全安心に配慮したみどりをつくるのだが、逃げないですむちは都市計画でつくるもの。また、緑を防火帯とするのは可哀想。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
181	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P48	公園に隣接している用地を区が優先的に確保するのに必要な条例整備をしてください。また、用地買収の財源として「公園建設区債」の発行も検討してください。	b 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	個別施策P39「II-3公園を新たに確保する」の中で、小規模な公園等における隣地取得の検討について示しています。また、公園用地取得にあたっては、これまでも区債を発行した事例はあり、今後とも、用地取得が必要な場合の財源に関しては、様々な検討を行ってまいります。
182	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P48	緑の無い住民から緑税を払ってもらう事も、緑への刺激策として効果が有ると思います。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
183	第3章	個別施策	みどりの啓発としくみづくり	P48	みどりの推進審議会については、存在すら知りませんでした。私は、環境審議会の委員になって居ますが、兼任が可能であれば是非参画したい。審議会委員会則を再検討して下さい。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
184	第3章	地域別の展開	全般	P50以降	みどりの現況と特徴の図、下記の工夫是非願います。図が小さくて、判読不可能です。凡例のマークがどこにあるか分かりません。	a 意見を計画に反映する	わかりやすくなるよう修正します。
185	第3章	地域別の展開	全般	P50以降	図の色遣いが悪く、見にくい。	a 意見を計画に反映する	わかりやすい表現に改めます。
186	第3章	地域別の展開	全般	P50以降	凡例のマークと図中位置が、判読できません。また、凡例の色、マークの型の工夫願います。○印の色遣いが分かりません。	a 意見を計画に反映する	わかりやすく修正します。
187	第3章	地域別の展開	全般	P50以降	公園面積：区内公園の割合の表示が地域により「割合」、「%」と統一されていない。	a 意見を計画に反映する	表現を統一します。
188	第3章	地域別の展開	全般	P50以降	地域別の展開で、6つの地域の「みどりの現況」を一覧表にまとめる。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
189	第3章	地域別の展開	全般	P50以降	緑視率30%以上、5%未満がポイント測定 → 面的評価を求める。	e 意見として伺う	面的な指標としては、緑被率を設定しています。

区民等の意見の要旨と区の考え方

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
190	第3章	地域別の展開	全般	P50以降	生物多様性拠点、主要拠点、衛星拠点など生物多様性基本法に無い仰々しい言葉を使わない方が良い。	f 質問に回答する	主要拠点、衛星拠点は平成7年3月に新宿区が策定した「みどりによる生物生息環境形成計画」で示したものです。本計画ではそれらを合わせて生物多様性拠点と表現しています。
191	第3章	地域別の展開	全般	P50以降	P21の「公園機能の配置と分担」ではエコロジカルネットワークは使われていないが、P51以降ではエコロジカルネットワークが「公園機能の配置と分担」的に使われているので、表現の調整が必要と思われる。	f 質問に回答する	P17の「I みどりの骨格の形成」やP22の「公園が担う機能の考え方」の中に、公園における生物生息多様性の推進や生物生息地の保全・再生について、記載しています。エコロジカルネットワークでは、対象が公園はもとより、街路樹や水辺、私有地も含んだ配置方針として示しています。
192	第3章	地域別の展開	地域別方針	P50以降	地域別方針図 図が小さくて判読不可能です。	a 意見を計画に反映する	表示をわかりやすく修正します。
193	第3章	地域別の展開	地域別方針	P50以降	緑視率30%、5%の位置が判読できません。別途付属資料に図を添付される事を希望します。また、この位置は、P15に示した288箇所の交差点での調査結果のものですか。	f 質問に回答する	P15は地区別の平均値を示したもので、地域別では個別の調査地点のうち、主要なものを示しています。全体の調査地点の結果は、資料編に掲載します。
194	第3章	地域別の展開	四谷	P52	玉川上水、渋谷川の再生を「重点的な取組み」、少なくとも「将来の実施を検討」とすべき。	d 今後の取組みの参考とする	今後の取組みの参考とします。
195	第3章	地域別の展開	四谷	P52	外苑東通りは都道ですが、緑化という表現は、都が街路樹を新たに植栽するというイメージを与えるように思います。沿道緑化などの活用をお考えなのであれば、具体的に記載いただくと助かります。	f 質問に回答する	みどりの基本計画の上位計画である「都市マスタープラン」では、めざす都市の骨格の将来の都市構造として、外苑東通りを含めた、広域的な幹線道路を「都市活動軸」と位置づけ、街路樹の整備によるみどりの充実等を示しています。 この方針を受け、外苑東通りの緑化について示したものです。
196	第3章	地域別の展開	笹笥・榎	P54	漱石山房記念館の裏に公園を作るとは、道路を通過する人からは見えない／公園の効果がなくなる。計画の失敗か、周辺住民のエゴを恐れたか。	f 質問に回答する	漱石公園は、昭和51年に現在の場所に開園しました。この度、公園に隣接する区営住宅が建っていた敷地に漱石山房記念館を設置し、公園との一体的な整備を行ったことで、公園の魅力もより高まったものと考えています。
197	第3章	地域別の展開	笹笥・榎	P56	緑に少ない笹笥・榎地区をモデル地区に指定し緑化推進を進めてもらいたい。(同様意見 他1件)	a 意見を計画に反映する	みどりの推進モデル地区の指定についても記載します。
199	第3章	地域別の展開	笹笥・榎	P57	方針図 表題で「)」が落丁。凡例の文字が「欠けて」います。	a 意見を計画に反映する	表現を修正します。
200	第3章	地域別の展開	笹笥・榎 若松・大久保・柏木 落合	P56以降	街路樹の充実とありますが、具体的にどのようなイメージをお持ちでしょうか。 街路樹の充実という表現は、街路樹を新たに植栽するというイメージを与えるように思います。例として挙げられた道路には都道も含まれますが、東京都では、新たな街路樹の植栽は現状予定していません。	f 質問に回答する	みどりの基本計画の上位計画である「都市マスタープラン」では、めざす都市の骨格の将来の都市構造として、都道を含め、広域的な幹線道路を「都市活動軸」と位置づけ、街路樹の整備によるみどりの充実等を示しています。 この方針を受け、街路樹について示したものです。
201	第3章	地域別の展開	若松・大久保・柏木	P58	戸山公園や大久保通り、神田川などを核として、～(大久保通りと神田川の間に「)」があった方がよろしいかと思えます。)	a 意見を計画に反映する	表現を修正します。

区民等の意見の要旨と区の方針

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
202	第3章	地域別の展開	若松・大久保・柏木	P58	本計画が新宿区作成の計画であっても、大久保地区の住人として、地域説明会もしないで、地域別方針図を決められるのは住民自治を無視するものである。	d 今後の取組みの参考とする	本計画の策定にあたっては、区民代表も入っている新宿区みどりの推進審議会で検討を行い、素案についてはパブリック・コメント制度により広く区民の意見を求めています。
203	第3章	地域別の展開	若松・大久保・柏木	P60	大久保地域は既に交流と賑わいは充分あり、騒々しいので、「人々の交流拠点となる賑わいのある公園づくりを進めます。」は「憩いとやすらぎのある公園づくりを進めます。」との修正をしてください。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
204	第3章	地域別の展開	若松・大久保・柏木	P60	生物多様性に反する「つつじ」のモノカルチャーは改めて欲しい。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
205	第3章	地域別の展開	若松・大久保・柏木	P55	環状4号線の整備により、夏日坂の激変と道路騒音、大気汚染を恐れている。みどり土木部がつくるから、「豊かな緑の創出と地域の防災性の向上を図ります。」という様な計画になる。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
206	第3章	地域別の展開	若松・大久保・柏木	P60	大久保二丁目も公園整備を促進するエリアに指定することを求める。	e 意見として伺う	「公園整備を促進するエリア」については、公園が特に充足していない「公園が不足している地区」の中から、土地利用の状況や地区の規模等を勘案して選定を行っています。
207	第3章	地域別の展開	若松・大久保・柏木	P60	大久保が花(つつじ)の名所になっていないことは良い。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。
208	第3章	地域別の展開	若松・大久保・柏木	P59	生物多様性拠点で、拠点となるのは戸山公園位ではないか。また、学校ピオトープには区民はアクセス出来ない。	f 質問に回答する	東戸山小学校は校内に緑地が多く、戸山公園の緑地と一体的なもので、さらに戸山公園には無い水辺のあるピオトープを作っています。また、ピオトープの管理は、地域の方の協力も得て行っています。
209	第3章	地域別の展開	戸塚	P64	P57(注:P64に修正)の文章が分かり辛いので、以下の方が良いかと思えます。「神田川遊歩道の整備や、補助72号線や明治通りなどに緑量のある街路樹の充実を図ります。」	a 意見を計画に反映する	表現を修正します。
210	第3章	地域別の展開	戸塚	P64	みどりの骨格で「早稲田大学周辺を核として」となっているが、戸塚地域では端の方である。地域全体に関わるものできないか。	a 意見を計画に反映する	「風の道となる明治通りを中心に、地区を囲む3つの「七つの都市の森」と連携し」と修正します。
211	第3章	地域別の展開	戸塚	P64	都では、神田川における緑化事業の予定はないため、新宿区が神田川の護岸緑化や散歩道の整備を進めるという理解でよろしいか。事業主体を明確にした方が良く考えます。	f 質問に回答する	新宿区では神田川における緑化事業を進めています。神田川は当区だけでなく、文京区、豊島区、中野区とも接しているため、今後の連携を見据え、あえて明示していません。
212	第3章	地域別の展開	戸塚	P64	明治通りを緑量のある街路樹として整備するというのは、どのようなイメージをお持ちなのですか。	f 質問に回答する	みどりの基本計画の上位計画である「都市マスタープラン」では、みどり・公園整備の方針において、「みどりの骨格の形成」として、明治通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、緑陰のある街路樹の整備等を示しています。 この方針を受け、明治通りの街路樹の整備について示したものです。
213	第3章	地域別の展開	落合	P68	西落合3丁目、4丁目の「みどりの保全モデル地区」として指定を進め、町のシンボルツリーとなる桜や松、ヒマラヤ杉などの巨木も守ってほしい。	d 今後の取組みの参考とする	今後の取組みの参考とします。

区民等の意見の要旨と区の考え方

No	目次	対象	項目	ページ	概要	対応	対応案
214	第3章	地域別の展開	落合	P68	西落合北公園、西落合公園、葛が谷公園は周辺住民のみどりに対する意識も高く、ワークショップの拠点にふさわしいと思います。	d 今後の取組みの参考とする	ワークショップによる公園の再整備については、利用状況や施設の老朽度、地域バランスなどを勘案して実施箇所を選定しています。なお、西落合地区では、葛ヶ谷公園を対象に、27年度にワークショップを実施して再整備計画を作成し、28年度に整備工事を行いました。
215	第3章	地域別の展開	新宿駅周辺	P70	公園面積:約70% → 約7%	a 意見を計画に反映する	数値を正しく修正します。
216	第3章	地域別の展開	新宿駅周辺	P70	新宿駅周辺地域の緑視率が区内1位であることが信じられない。測定法が間違っているのではないか。	f 質問に回答する	新宿駅周辺は、駅直近の商業エリアだけでなく、大規模開発による緑地も多くあるため、数値としては高くなっています。
217	概要版	P1	右下のアカミミガメの写真		アカミミガメは生態系被害防止外来種なので、計画の冒頭のイメージ写真としてはふさわしくないのでは。	a 意見を計画に反映する	写真をアユに差し替えます。
218	その他	その他	その他	-	新宿区みどりの推進審議会のページには議事録しかUPされていない。委員名簿、資料もUPするのが普通である。新宿区には公園の審議会がない？	a 意見を計画に反映する	委員名簿は資料編に掲載します。なお、ホームページに必要な資料を掲載します。公園単独の審議会はありません。
219	その他	その他	その他	-	街路樹などにも樹木プレートを多くつけてもらいたい。	d 今後の取組みの参考とする	プレートについては、一部路線で整備を始めています。設置は数本に1本の割合ですが、これまでに数路線整備しました。
220	その他	その他	その他	-	こうした計画は、狛江市からすれば大変喜ばしい事であり、末永く緑を愛し、育て、イベント等で活用してほしいです。	d 今後の取組みの参考とする	今後の取組みの参考とします。
221	その他	その他	その他	-	公園等の清掃事業でブローアの使用禁止契約をすることを求める。	e 意見として伺う	区立公園での清掃時のブローアについては、公園の規模や周辺の住環境へ配慮しながら使用しています。
222	その他	その他	その他	-	エコライフ推進制度は見直しが必要です。各個人が具体的に何をしたか明確でない。活動に整合性が無い。会議の出席者も少ない。	d 今後の取組みの参考とする	今後の取組みの参考とします。
223	その他	その他	その他	-	空き家撤去による空地を活用する事により、界隈緑地・クラインガルテン(市民農園)等が可能になり、災害対策にも寄与出来ると思います。	d 今後の取組みの参考とする	今後の取組みの参考とします。
224	その他	その他	その他	-	西落合地区は外部者の出入りの多い準工業地帯であり、街の課題は防犯対策です。緑視率増及び防犯対策の為に、当地区の準工業地帯の在り方を検討下さい。	e 意見として伺う	ご意見として伺います。